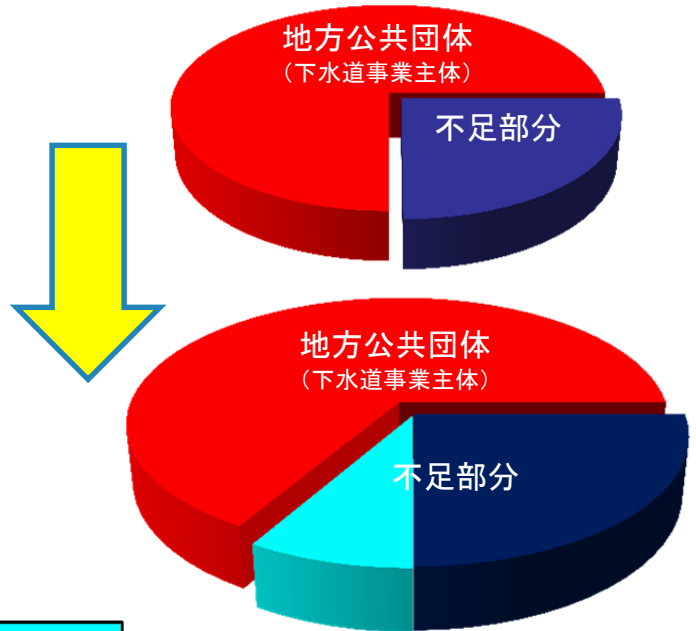
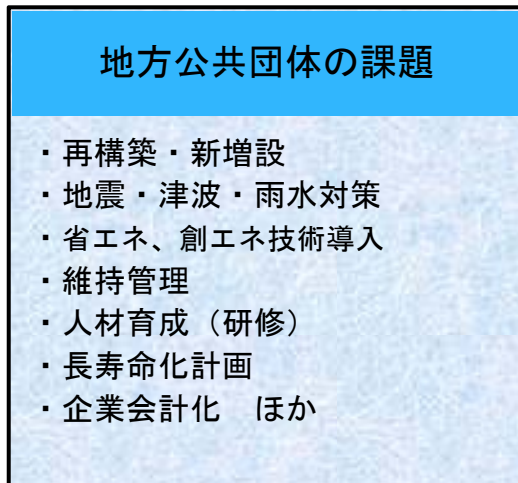


## 1. 法改正の背景

既存施設の老朽化が進んでいることに加え、地方公共団体での執行体制の脆弱化<sup>(参考1)</sup>が進む中、下水道施設の老朽化の進展への対応、局地的集中豪雨による浸水被害の頻発への対応、下水処理の未普及地域<sup>(参考2)</sup>における下水道整備の加速といった様々な課題に対応する必要があります。



課題解決には執行体制の確保が急務



補完者としてのJSの役割増加



法改正によるJSの支援機能の充実

執行体制が不十分な地方公共団体においても、適切に下水道事業を実施できるよう、日本下水道事業団（JS）法が改正され、支援機能が強化されました。

（平成27年7月19日施行）

（参考1）下水道担当職員数は、ピーク時（H9年度）の2/3まで減少しており（総務省調べ、H26年度）、下水道担当職員数が5人未満の市町村が全国で約500あります。（国土交通省調べ、H22年度）

（参考2）H25年度末の汚水処理人口普及率は、約89%にとどまっており、未だ約1,400万人が汚水処理施設を利用できない状況にあります。（国土交通省調べ）

◆◇お問合せは各総合事務所総務・協定課へご連絡ください◇◆

総合事務所等一覧

メールでの問合せはこちら

➔ [info@jswa.go.jp](mailto:info@jswa.go.jp)